

リニア中央新幹線に関する質問書 (NO2)

J R 東海 中央新幹線推進本部
長野環境保全事務所
所長 太田垣 宏司 様

南木曾町リニア中央新幹線対策協議会
会長 南木曾町長 宮川 正光

晩秋の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、第 2 回南木曾町リニア中央新幹線対策協議会及び第 3 回南木曾町リニア中央新幹線対策協議会における貴社からのご回答及びご説明を受け、疑義等について下記のとおり質問事項を取りまとめました。

つきましては、平成 27 年 1 月 30 日までに、信義を重んじ文書でのご回答をいただきたく、お願いいたします。

記

質問① 地域住民との合意について

国は、工事实施計画の認可の中で、「地元住民等への丁寧な説明を通じた地域の理解と協力を得ること」と地元との合意形成を求めている。また、貴社は、様々な場面において「地域への丁寧な説明を通じ地域の理解と協力を得ることは重要である」と発言し、第 2 回の対策協議会での質疑においても「協議会の中で満足を得られない状況ではごり押しで強引に工事を進めることは難しい」と回答している。対策協議会でも、対策協議会としての合意が得られなければ工事説明会の開催には応じられないことを確認している。地域での理解が得られないことで工期が遅れることになっても、地域の理解を得られるまでは工事に着工しないと理解しているが間違いないか。

そのうえで、対策協議会では、協定書の締結がリスクを受ける地元住民との合意形成のひとつとして考えている。貴社は「評価書に記載されていることが約束ごとであり協定書を締結する考えはない」と言っているが、評価書は沿線すべてを対象として一定の条件で評価し、限定的な内容でまとめられたものであり、環境保全措置が町のどこでどのように行われるのかといった点に具体性に欠けていることから、解釈の違いによる相違も出てくるのが考えられる。これについて評価書への記載がなく、このことから環境影響評価書が国民との約束だから協定書の締結はしないという言い分は、到底納得で

きるものではない。誠実な対応として地元が求める協定書の締結に応じるべきと考える
がいかがか。

一方で、貴社は「地元から工事車両の規格、通行時間、一日当たりの通行台数などにつ
いて、文書で交わしたいとのご要請があれば相互に確認するなどの対応を行ってまいりた
い」と言っており、その確認の方法は覚書の締結によるとしているが、基本的には協定も
覚書も契約の一種である。貴社における協定と覚書の定義について、契約の当事者、契約
内容などの基準があるのであれば示されたい。

質問② 非常口の削減について

町内2か所の非常口の削減については、JR東海の計画が妥当であるとして国の認可
がおりた状況では、「不満ではあるものの町内2か所の非常口を容認せざるを得ない」と
いう意見があるものの、「非常口の削減は出来ない」とする貴社の資料や説明では、十分
な検討がなされたのかという点で、いくつかの疑問がある。

そこで、非常口の削減について、この質問書とは別に質問・意見を通知するので、再
検討しその結果を対策協議会に報告することを求める。

貴社では、工期の遅延につながる非常口の削減は難しいとの立場を示しているが、新幹
線の直接の用に供する以外の土地について土地収用法の適用はないとされている。地権者
が同意しなければ、土地収用法の適用とならない非常口などの工事の着工は遅れること
になるが、工期の遅延を防止するためには強硬着工も辞さないという姿勢で臨むのか。

質問③ リニアに関する地元との協議調整について

はじめに、南木曾町におけるリニア中央新幹線の工事等に関する協議調整は、南木曾
町リニア中央新幹線対策協議会が担うので、引き続き会議への出席及び資料提供による
説明を求める。

今後、事業説明会を経て具体的な協議調整に移っていくと思われるが、工事計画を進
めるにあたって、南木曾町内で協議調整が必要となる項目及びその時期は、何時ごろと
考えているのか。具体的に示されたい。

質問④ 発生土の処理及び工事用車両の削減について

貴社は、「南木曾町内に、発生土仮置場を設けたい。具体的な場所は想定していない。」
としているが、南木曾町における過去の災害の発生場所や被害の状況、急峻な地形、脆
弱な地質について、環境影響評価の段階で調査分析しているのか。また、災害発生のお
それのある場所を避けて発生土仮置場を設けることは可能と考えているのか。その上で、
今後、具体的な場所を対策協議会に示されたい。

工事用車両の削減目標をどの程度に想定しているのか。そのためには、どの程度の面
積と体積で何万 m^3 の発生土仮置場が必要と考えているのかを、評価書に記載されている
車両の運行台数の算定根拠と併せてしめされ示されたい。

また、2か所の非常口の掘削年度をずらすことで、年間の発生土量を調整し、工事用
車両を調整できないか。資料による説明を求める。

「発生土仮置場における環境保全措置は、環境影響評価書と同等の調査検討を行ったうえで、適切な防災措置等を実施する」と言っているが、仮に、下流域の妻籠地区に被害をもたらすことも含め災害が発生した場合、その責任は貴社にあり、責任を持って復旧・補償すると理解しているが、間違いはないか。

質問⑤ 工事中道路・交通量の推計・住民生活や観光客への配慮について

町内の発生土の処分先が決まらなければ、住民生活や妻籠宿等の観光客に配慮した工事中車両の運行計画はできない中で、既存道路を使用するとしているが、次の交差点・町道を工事中車両が通行することは、住民生活に大きな支障があると懸念される。

具体的には、広瀬地区（夏虫）の国道 256 号と町道棚橋線との交差点は、広瀬地区へ通じる重要な進入路である上、町道棚橋線は車両のすれ違いが不可能である。また、蘭地区（尾越）の国道 256 号と町道蘭広瀬線との交差点は、蘭地区に通じる重要な進入路である上、町道蘭広瀬線は公共交通やスクールバスが通行する幹線道路である。

もし、仮に 2 か所の非常口を設けるとした場合、以上の交差点・町道の通行について、現状のまま工事中車両を通すことは住民の安全と安心を脅かすことになる。この対策として、夏虫非常口については町道棚橋線の全面改良、尾越非常口については町道蘭広瀬線と国道 256 号との現交差点を使用しないよう工事中道路の新設、あるいは蘭川左岸に別ルートを検討を要請する。

併せて、国道 256 号は産業観光道路であると同時に国道 19 号から広瀬地区までは唯一無比の生活道路である。妻籠・蘭・広瀬地区の住民の理解をどのように得ようとしているのか。道路管理者である長野県に対策を任せただけではなく、事業者として対策を講じるべきと考えるがいかがか。

また、交通量の推計については、発生土の処分先が決まらなると具体性に欠けるので、処分先が決まった段階で祝祭日、観光ハイシーズン等の要素を考慮した交通量の推計と国道 19 号・国道 256 号の主要な信号・交差点における交通シミュレーションを、事業者である貴社に求めている。これを受け貴社で交通量推計を実施して対策協議会に結果を示されるものと理解しているが、間違いはないか。

質問⑥ 水資源について

南木曾町の水資源について、環境影響調査の結果「地下水・表流水への影響は少ない」との説明を受けたが、説明が抽象的であり、かつ、非常に難しく理解できない点が多い。ボーリング調査や水質調査、弾性波調査などの調査結果などの資料を示したうえで、なぜ影響が少ないといえるのか改めて丁寧な説明を求める。

また、下り谷地籍のボーリング調査の観測井において水が自噴したとの情報を得ているが、この地籍の地質及び水源状況について説明を求める。

水資源の事後調査について、長期的な観測が必要と思うが、計画では、トンネル工事後の 3 年間 4 季の観測としているが、その理由はなぜか。

質問⑦ 環境影響評価書による環境保全措置及び事後調査等について

「環境影響評価書に記載されていることは、履行義務であり公的な約束」、「住民への丁寧な説明により理解を求める」と言うのであれば、南木曾町に関して行った調査とその結果、評価の内容、環境保全措置の内容を一冊にまとめ示されたい。

大気質・水環境・動植物・人と自然の触れ合いの場・環境への負荷などの環境保全措置、事後調査、モニタリングについて、町内の実施個所、実施時期のすべてを公表するべきだと考える。対策協議会に提示し説明を求める。

また、住民の安全と安心を確保するため、町職員や対策協議会委員が環境保全措置の現地確認や説明を受けることに問題はないか。

事後調査・モニタリングの調査結果を調査後、速やかに地元公表するべきだと考えるので公表されたい。

質問⑧ 損害の補償について

水資源については、「公共事業に係る工事の施工に起因する水枯渇等により生じる損害等に係る事務処理要領に基づく補償を原則としているが、何年か経った後、枯渇等が発生した場合においても会社として知りませんといったような対応はしない」との説明を受けたが、事後調査が終了した後や運用開始後に水の枯渇等が生じた場合、事業者として水道水源の確保など対応されると理解しているが、間違いはないか。

道路の損傷、建物被害などについて、貴社に補償基準等はないのか。あるならば示されたい。また、道路施設について、補償した事例を示されたい。

観光事業における損害の補償については、工事用車両の運行計画で対応するとしているが、これは損害賠償の対象と考えていないということなのか。

また、掘削による河川の水の枯渇や河川からの取水排水による水資源の減少汚濁により、農業者や漁業組合等に損害を与えた場合の補償について、どう考えているのか説明を求める。